

京都部落問題 研究資料センター通信

第25号

発行日 2011年10月25日（年4回発行） 編集・発行 京都部落問題研究資料センター

2011年度 部落史連続講座 PART2

第1回 11月18日（金） 下村文六は京の弾左衛門か

はてな・はてなの下村家

講師：辻 ミチ子さん

（元京都文化短期大学教授）

第2回 12月 2日（金） 京都の近代史における朝鮮人労働者

山科地区を中心に

講師：高野 昭雄さん

（高校教員）

第3回 12月16日（金） 覚書・近代京都と屠場 三都の比較史

講師：吉村 智博さん

（大阪市立大学人権問題研究センター特別研究員）

* * * * *

時 間 午後6時30分～8時30分

場 所 京都府部落解放センター3階 第二会議室

参加費 無料～参加希望の方は前日までに電話・FAX・電子メールで連絡ください～

本の紹介

大東仁著 『大逆の僧 高木顕明の真実』

真宗僧侶と大逆事件』

駒井 忠之

(水平社博物館)

はじめに

できればいいなと思う超能力は数あるが、人の心の内を読む読心術もそのひとつだろうか。相手の心中がフワフワと漫画のような吹き出しで現れ、それを覗き見することができれば、意のままに事を運ぶことができそう。気分を害されるような場合も多々ありそうだが、特に言葉を話せない赤ちゃんや動物などには本領を発揮し、その能力を最大限に活かそう。ただし、透視にしろ、念力にしろ、あらゆる超能力はコントロールできてこそ役に立つものであり、ひとりほくそ笑む楽しみもできるのである。読心術も、狙いを定めた人だけではなく、視界に入る全ての人の腹の内が可視化されてしまうというのであれば、厄介な代物に成り下がる。

推理小説やミステリー小説で人気の作家・東野圭吾の作品に、『怪笑小説』というブラックユー

モアあふれる短編集があり、そこに「鬱積電車」という作品が収録されている。

満員ではないが、それほど余裕のない混み具合の電車内でのひとコマ。電車に乗り込んだある研究所に勤める会社員は、運よく座ることができた席で、徹夜続きで完成させたあるサンプルが入った鞆を膝の上に載せていた。やがてその男は電車の振動に誘われて眠ってしまうのだが、その間に電車内では居合わせた乗客のさまざまな心の叫びが飛び交う。

一瞬のすきを突かれてその男に席を取られてしまい、(ちったあ遠慮しやがれ。だいたい若い奴は立ってりやいいんだ)と毒づきながらゲップを繰り返すほろ酔い気分の初老の男性。鼻がひん曲がる程のニク臭のゲップを繰り返すそのオヤジの息が顔を直撃し、(てめえには常識つてものがないのか) (とんでもない大馬鹿だ。死んじまえ) (地獄に落ちろ)と

呪いの言葉を繰り返す女性。ミニスカートの中を覗こうとしている視線に気づき、覗かれるのをガードして睨みつけてきた女性に、(短いスカートを穿くような女は実は見られたいという願望を持っているんだ。露出狂なんだ)と、舌打ちするすけべおやじ。満席の車内で座ることができずに奇声を発する子どもをせいで、頭に叩き込まなければならぬ仕事の報告書の内容が全然頭に入らず、

(このガキ、絞め殺してやりたい)と子どもを睨むサラリーマン。ニク臭のオヤジから離れられたと思ったら(今度はニコチンおやじだ。なんだこのものすごい煙草の臭いは。肺がんになつて死んじまえ)と悪態をつく先の女性。

それぞれの鬱積した憤懣が交錯するなか、電車内には、眠っている研究所の男の鞆から、吸い込むと言いたいことを我慢できなくなる自白ガスが漏れだしていた。そのことに男が気付いたのは、目的の駅で降車してからだ。そろそろガスの効果が出るころだったが、(知らない者同士が乗り合わせている電車内だ。特に今すぐいいたいことなんて)と、のんきに構える男の視線の先に、電車は見えなくなっていた。その後の車内を想像するとゾツとする。不満や殺意が渦巻くこんな場面に出くわ

したなら、読心能力が発動してしまわないように願うばかりだ。

このように心で叫んだ経験を誰しも持っているのではないだろうか。理性が働かない人の腹の内は、殺人未遂に名誉棄損、セクハラに軽犯罪法違反など犯罪だらけで、頭をよぎったこれらの悪心や邪念が罪として裁かれるとなると、世の中は犯罪者で充ち溢れることだろう。

しかし、一八八〇年に公布された刑法には、「天皇・皇太后・皇太子・皇后・皇太子又は皇太孫に対し危害を加え又は加えんとしたる者は死刑に処す」と、犯行に及ばずとも計画しただけで重犯罪として取り扱われる大逆罪が規定されており、実際に四つの事件に適用された。

「大逆の僧」?

大逆罪が適用されたのは次の四つの事件である。

朝鮮人アナキスト朴烈とその妻金子文子が、一九二三年に皇太子暗殺を計画したとして起訴され、死刑判決を受けた朴烈事件。一九二三年十二月、難波大助が摂政裕仁を狙撃したが失敗に終わった虎ノ門事件。一九三二年一月、李奉昌が昭和天皇の行列に爆弾を投げつけた桜田門事件。そして、一九一〇年五月に起こった宮下太吉の

爆裂弾事件を端緒に、幸徳秋水ら全国の社会主義者が冤罪で検挙され、二六人が起訴された幸徳事件である。大逆事件といえは通常一九一〇年の幸徳事件を指し、この事件に連座し、起訴されたひとり浄泉寺住職・高木顕明である。

高木顕明といえは、何を連想し、どのような人物像を描くだろうか。部落の檀家を多数持つ和歌山県新宮市にある浄泉寺の住職で、大逆事件によって死刑判決を受けた後、恩赦で無期懲役となったが、監獄で縊死した僧侶。浅識な私にはその程度の知識しかなく、そのわずか、というのも憚られるような知識から想像される人物像は、差別に苦しんでいた部落の人たちにも理解があり、その平等や平和の信念や精神を貫いた僧侶だったんだろう、ということぐらいだ。

そんなことをぼんやり考えながら、本を手にとった。『大逆の僧』高木顕明の真実 真宗僧侶と大逆事件』。確認したそのタイトルがまず目を惹き、（大逆の僧？）、と思わずひとりごちた。

真宗大谷派は、大逆事件により高木顕明が拘束されると、浄泉寺の住職だった顕明を免職にし、さらに死刑判決が下された同日には、真宗大谷派の処分としては最も重い「擯斥」（永久追放）としたのである。つまり、顕明は国家により

濡れ衣を着せられた上に、その心の拠り所としていた親鸞を宗祖とする真宗大谷派からも見放され、長らく罪人として扱われてきたのである。しかし、戦後、事件の真相が解明されるにつれ国家の捏造が明らかになると、一九九六年四月、八十年以上という長い歳月を要したが、真宗大谷派はその罪責を慙愧し、顕明やその家族、門徒に謝罪を表明するとともに、顕明の住職免職及び擯斥処分を取り消した。その後真宗大谷派は、顕明の事績を顕彰し、名誉の回復につとめている。

著者も真宗大谷派で得度した僧侶である。

（大逆の僧？）

真宗大谷派には竹中彰元という人物がいる。日中戦争のさなかに「戦争は最大の罪悪である」と語り、人間が人間のいのちを奪う戦争に強く反対し、日本が押し進めた日中戦争を「侵略のように考える」と述べたため、陸軍刑法により有罪判決を受けたが、その志願をまげなかつた人物である。殺生を最大の罪とする仏教の信念を貫き、その最たる戦争に反対を唱えた彰元に対し、真宗大谷派は国家の有罪処分に基づき、彰元の布教使資格を剥奪した。彰元の復権顕彰大会が開催されたのは七十年後の二〇〇七年十月だった。真宗大谷

派は処分の過ちとその取り消しを表明し、謝罪した。この竹中彰元を取り上げた著者の作品タイトルは『戦争は罪悪である 反戦僧侶・竹中彰元の叛骨』だ。

竹中彰元は「反戦僧侶」。

高木顕明は？

ここで「大逆」の意味を確認するため『広辞苑』を開く。すると「人倫にそむく悪逆のおこない。君や父を殺す類」と説明されている。なぜ親ではなくわざわざ「父」と限定的なのか。やるせない衝動に駆られつつも横道にそれてしまいたいそうなので、ここはこみ上げる感情を押し殺し、目を瞑ることとする。

やはりというか当然のように「大逆」には、大罪という悪い意味しかない。確かに高木顕明は大逆罪で検挙されたが、それは無実の罪に問われただけだ。では、著者が意味するところの顕明が犯した「大逆」とは何か。謎は深まるばかりだ。

（大逆の僧…大逆の…）

と、考えていたのだが、ここでふと我に返った。まだ何もしていない。本を手にしてタイトルを眺め、著者のプロフィールを確認しただけだ。まだ一ページもめくってない。だというのに、想像力を掻き立てられ、探究心をくすぐられている。そして気付いた。まん

まと作者の術中にはまり、もうすでに手玉にとられていることに。

浮き彫りになる高木顕明の真実

さて、「大逆の僧」というタイトルに、不思議な感覚と、してやられたという思いを持ちつつ、また、謎を解く期待に胸をふくらませながら読み進めることになった。読み進めるなかで最も興味を引かれたのは、高木顕明という人物を、著者があるまに描き出していたことだった。著者のその表現を抜き出してみる。

「京都の聴衆にこびるための発言」（三三頁）

「彼の虚栄心を満足させるものだった」（三五頁）

「これは顕明の思い上がり（中略）顕明の「ええかつこしい」でしかありません」（四五頁）

「流行に飛びつく顕明の性格」（一〇〇頁）

「顕明は「名聞」（名声を求めること）に惑わされていた人物」（一〇五頁）

「自分を立派に見せたいという顕明の性格」（一〇九頁）

「顕明という人は、悲しいくらい「お人よし」だった」（一二二頁）

「顕明は自分の単純さに気づいた」（一二五頁）

「田辺の証人尋問で震え上がった」

ていた顕明」(一六二頁)

「ある意味、それまで仲間を売っていたかのような顕明」(一六三頁)

また、顕明は俳句をたしなんでいたということだが、その作品の中で最も有名な「大道やエヘンと言へば五六間」という顕明の句について、著者は「意味を聞いても何のことやら」「ざれ歌が一番有名なものとなった」(五三頁)と、そのセンスにあきれ顔だ。

筆者の齒に衣着せぬ描写がなんとともに面白い。これらを総合して見えてくる高木顕明という人間は、流行りに流される見栄っ張り単細胞で、おひとよとしてびびりの裏切りもん、といったところである。

これまで大逆事件に関連してイメージしてきた高木顕明の風格など欠片も感じられず、それぞれろか情けなく軽薄とも思える男がフワフワと頭に浮かび上がってくる。しかし、どうだろう。なにか不思議な感覚を覚えはしないだろうか。実際に会ったことも見たこともなく、モノクロ写真でしか拝見したことのない顕明が、その顔に生気を宿して浮かび上がってくる感じがしないだろうか。それまで遠く存在に感じていた顕明を、近く感じるのには私だけではないはずだ。なんと憎めない、人間味に

あふれる性格だったことが伝わってくる。

ただ、漫画『ワンピース』の愛読者としては、仲間を売るなどという裏切りはもつてのほかで、許容できないから行行為だが、大逆事件に関連する証人尋問でのその保身は、「それまで」という表現が物語っているように、顕明の心境の変化とともに克服されていく。

浄土真宗の僧侶

「大逆の僧」というタイトルに首をかき上げていたが、その真意を探る手がかりは「はじめに」ですに記されていた。著者は高木顕明の人生について次のように記す。

「大日本帝国国民である彼は、国の教えに従わなければならないはずでした。真宗大谷派の僧侶である顕明。彼は大谷派という組織の教えにも従わなければならないはずでした。しかし彼は、どちらの教えも無視したのです。国の教えでもなく、大谷派の教えでもない。浄土真宗という仏さまの教えに従おうとした人でした」

この顕明の生き方は、国や組織や世間の教えに従うことで安定した生活を送っている現在の著者を悩ませるものだという。著者に限ら

ず誰もが自分の理想と規定された枠組みのなかで葛藤をかかえながら、プレッシャーや誘惑をはね退けたり、ときにはそれらに負けてしまったり、また妥協したりを繰り返しながら生きていく。しかし、意識的かどうかはさておき、安定した生き方を求める人は少なく、いつの間にか現実に流されてその枠に納まってしまい、気がつくとも理想は遙か彼方、というケースが多いのかもしれない。

人間は弱い生き物だ。手が届かなくなつた理想の追求をあきらめ、現実を受け入れることで手にしてしまつた安住であつたとしても、それは手離し難い。さらに理想の放棄は、自責の念や葛藤からの解放、つまり安息をもたらす。現実という世界に張り巡らされた甘い罠に落ちずに、理想を獲得するのは非常に難しい。

著者が「私も少しだけ浄土真宗の僧侶を気取って、この本を書き進めていくことにしましょう」というように、「浄土真宗の僧侶」になるのも、得度すればよいというレベルのものではなく、至難のようだ。では、著者を悩ませる、「浄土真宗という仏さまの教えに従おうとした」高木顕明の生き方とはどのようなものだったのか。

出生地の愛知県から和歌山県の新宮に移るまで、顕明は、仏教が国

体「天皇制に忠実なもの」と主張する天皇観・国家観をもち、また、「穢多の子日蓮が教祖として弘通したる日蓮宗を以て非佛教である」と申す(三三頁)と、日蓮の思想ではなくその出生を非難するなど明らかに強い差別意識を持つていた。つまり顕明は、教義を曲解して戦争を愛国者の正義と肯定し、部落差別を容認するこの時代の「大谷派の僧侶」だったのである。顕明が「大谷派の僧侶」から脱却するきっかけをあたえたのは、新宮の部落の門徒だった。

新宮浄泉寺に移り住んで間もないころ、部落の檀家から出されたご飯は「南無阿弥陀仏」と唱えながらなんとか飲み込んだが、味噌汁は飲み込めなかつたという。すでに顕明は自身の差別心に気付いていたのかもしれないが、部落の門徒と直接交流をもつことで、それがあぶりだされたのである。その後顕明は、部落民との触れ合いと懺悔を繰り返す中でそれを解消させていく。さらに一九〇四年に勃発した日露戦争に、真宗大谷派は積極的に協力し、新宮の住職たちは敵国降伏の祈祷や忠魂碑建設を計画するが、顕明はそれらに反対し、孤立していく。

差別心を克服しようとする精進し、仏教の「怨親平等」に基づき戦争に反対する顕明に、真宗大谷派の

僧侶の姿はなく、そこにあるのは、宗祖である親鸞の「絶対の平等」の教えを信仰する浄土真宗の顕明の姿だった。そして顕明は自身の信念を貫き、真宗大谷派の最高法規に違反するのを覚悟の上で、敬慕する親鸞の言葉を巧みにねじ曲げて積極的に戦争協力をすすめる。真宗大谷派の法主を痛烈に批判する『余力社会主義』をしたためた。宗派の教義が釈迦尊の教義から逸脱しているとすれば、それは仏教ではない。法主への反逆は、顕明の信心と宗教的信念、つまり、浄土真宗の真の教義である平和と平等の思想に基づき、その正当性を訴え、真宗大谷派を肅正する、まさに確信犯だった。

おわりに

信心をもち「南無阿弥陀仏」と唱えるだけで救われるという、親鸞の師である法然が説いた専修念仏が急速に民衆に広まると、その布教の勢いに危機感を持った比叡山や旧仏教の僧侶たちは、さまざま理由をつけて朝廷に訴え、法然一派を弾圧しようとした。その訴えを認めた朝廷は、僧侶を罰することはできなかったため、法然たちを還俗させて俗名をあたえた上で、法然・親鸞を含めた八人を流罪とした。

しかし、越後に配流された親鸞

はその名を受け入れず、その後僧侶でも俗人でもないと言ひし、破戒僧の異名とされた「禿」を用いて自身を「愚禿親鸞」と名乗った。この名は、朝廷や旧仏教に対する親鸞の怒りの表現だったと伝えられる。

宗祖である親鸞を敬愛し、その教えを理念としていた高木顕明。浄土真宗の教義だけではなく、親鸞のこうした生き方が、顕明の信念の「大逆」を生んだのだらう。忘れかけそうだったが、本書は「はじめに 大逆事件の真宗僧侶」、「第一章 名古屋時代の顕明」、「第二章 浄泉寺門徒と社会主義者との出会い」、「第三章 顕明と大逆事件」、「資料編」、「おわりに」で構成されている。

容易に察しがつくことなのだが、一人の人間の人生は、そんなに単純で薄っぺらなものではなく、そこには、人との出会いや別れがあり、また成功や挫折があり、苦悩や葛藤があり、転機がある。そうした紆余曲折を経て人格は形成されていくものだというのを、いまさらながらに思い知らされた。生き生きとした人間味あふれる、浄土真宗の僧・高木顕明と出会える一冊だ。

(風媒社刊、二〇一二年四月、一五七五円)

本の紹介

シエルビー・スティール著

『白い罪 公民権運動はなぜ敗北したか』

住田 一郎

私にとってシエルビー・スティールの最大の魅力は前著『黒い憂鬱』もそうであったように、この『白い罪』にも、アメリカ社会に於けるマイノリティである黒人の当事者として、遭遇した数多くの体験と向き合い自らの思索をおして文章を紡ぎだしているところにある。『白い罪』にも、少年期(黒人と白人の分離 アパルトヘイトが当然であった)のYMCA白人野球チームでマネジャーを目ざしたときの挫折体験、一九六四年の公民権法施行後の一九六七年夏、コメディアン・ディック・グレゴリーの「意識を高めよ」との演説を聞いた体験、翌年、母校の卒業式数週間前、リベラルな白人大学総長に対する「要求項目」を携え、黒人学生の先頭に立つて総長室に突

然押しかけたとき、総長室のピロイドの豪華なカーペットにタバコの灰を落としても平然と対応できた

(関西大学人権問題研究室委嘱研究員)

体験等が語られている。前著に掲載された論文「白い罪」にも指摘されていた「白い罪悪感」について、これらの体験をもとにさらに詳しく四部構成で論究されている。この小論は「第一部 白い罪悪感の物語」を中心に検討していることをお断りしておく。

スティールは

ディック・グレゴリーに出会ったときには、公民権運動の目標は、法の下での平等という単純な要求から、黒人の向上に対する責任を、黒人自身から白人へ、つまり「犠牲者」から「加害者」へと転嫁することに变化していた。このときこそが、よりよき生活を求めたアメリカ黒人たちの長い闘争のなかで深淵な意味をもつ わたしには悲劇的だと思える ターニング・ポイントとなった。(七九、八〇頁)

と指摘する。

シエルビー・ステイルはこの『白い罪』を出版する以前の一九九〇年、アメリカにおける黒人差別問題を考えるうえで、画期的な影響力をもった前述の書『黒い憂鬱 90年代アメリカの新しい人種関係』（一九九〇年に出版された原書名『THE CONCEPT OF RACE』の邦訳名、一九九四年七月刊行、五月書房）を出版している。この著書は全米雑誌賞・全米図書批評家賞をダブル受賞した。この著書は多くのリベラルな白人中流層から拍手喝さいで受け入れられながらも、黒人解放運動家からは手ひどく非難されたと伝えられている。この前著は九の論文から構成されており、そのひとつに「白い罪（White Guilt）」と題された同名の書き下ろし論文が掲載されている。そこには、

アフアーマティブ・アクションは、黒人に優遇措置を提供しているが、（中略）職業訓練プログラムではないし、技術を教えてくれるわけでもない。また、価値観を教えるわけでもない。ただ、たんに肌の色をパスポート代わりにするにすぎない。さらに、人種的優遇措置には、自

助努力を忘れさせ、優遇措置に依存させるといふ最大の弱点がある。その結果、多くの黒人が人種的優遇措置がないと、公平さを獲得できないと信じこむようになっていった。黒人社会が「優遇措置イコール平等」というジョージ・オーウエルの小説じみた二枚舌を信じるようになった理由がここにある。人種差別を禁止する法律が優遇措置を生み、黒人の無力感を助長し、逆に黒人の自尊心を弱めたのである。（一五一頁）

この手厳しい指摘が見られる。従来から多くの人々に受け入れられてきた優遇措置（アフアーマティブ・アクション）そのものがもたらす黒人にとつての問題状況を批判するものであった。同時に、この批判は長年差別待遇を受けつづけてきた各国でのマイノリティー個人個人の真の自立を、政府による対策事業（アメリカにおけるアフアーマティブ・アクションや日本における同和対策事業特別措置法等々）が促すことに成功しているのかとの疑問が生じ始めていた時期・状況への、これまで自明のことと捉えられてきた「加害者」「悪・被害者」「善」との二項対立思考という差別問題に

おける立論の有り様を根底から問いかえず問題提起でもあった。もちろん、加害者・被害者という客観的事実に基づく、二項対立思考それ自体を私も否定するものでは決していない。がしかし、一旦、この関係を認めると、あたかも無限責任が生じるかのように、加害者が被害者の前に一方的に拝跪させられてしまう状況への異議申し立てなのである。

我が国においても同和対策事業が実施された一九六九年から十八年後の一九八七年に藤田敬一によって『同和はこわい考』が刊行されている。藤田は大学で部落問題研究会に入部以来、三十数年間、差別部落に関わりつづけ、部落解放同盟の運動にも積極的に参加してきた。その自らの実践を踏まえ、その小冊子で次のように部落解放同盟の運動への疑問、諫言、警鐘を発していた。

藤田は部落解放同盟の運動にゆがみをもたらしたものとして、「差別をめぐる二つのテーゼ」を組上に載せていた。

その第一は「ある言動が差別にあたるかどうかは、その痛みを知っている被差別者にしかわからない」というテーゼであり、

第二は「日常部落に生起する、部落にとつて、部落民にとつて不利益な問題は一切差別である」というテーゼである。前者は「資格」の、後者は「基準」の問題といえる。この二つのテーゼが内包する問題こそ、かつて「部落第一主義」「部落排外主義」として議論されたものであるけれども、それが決着をみないまま、今日まで残されてきた。差別・被差別関係総体、「両側から超える」問題を考える場合、この二つのテーゼの検討は避けて通るわけにはいかない。わたしがこの十余年「部落民でない者にながわがるか」という、一種の対話拒否、断絶宣言にこだわってきたのもそのためであった。（五七頁）

このテーゼがもたらしてきた陥穽、すなわち被差別部落民自身による「立場の絶対化」の「再検討」を呼びかけていた。さらに、

差別は人間の尊厳を犯すといえますけれども、しかし差別は、差別される人の人間性をもゆがめるともいえます。部落解放運動をみると、「差別の結果」という分析はあっても、崩壊さ

せられていつている感性を、ど
うとりもどすが、ほとんど語
られないのは、どうしたことか
と、私は、いぶかしく思ってい
るのです。「傲慢さを許してい
るのが、差別だ」という声は聞
きますが、その傲慢さの中で、
人間をダメにさせられていつて
いることへの警鐘が鳴らされる
ことがあまりに少ないのは、ど
うしてでしょう。(九四頁)

とも諫言を述べていたのである。
ステイルは同じ黒人として、藤
田は非部落出身者として果敢に問
題提起を行っているのだが、その
内容は奇しくもほぼ同様であると
私はとらえている。前述したよう
に、二項対立思考が当然視されて
いた当時、加害者側とされる藤田
が運動のありかたに問題提起をす
るなど、ある人々にとっては許し
難い利敵行為とみなされていた。
しかし、私は藤田の勇気を真摯に
受け止めたい。藤田の眼にはあえ
て問題提起をせざるを得ない部落
差別問題をめぐる厳しい状況が、
部落解放同盟の運動の歪みや陰り
として映っていたに違いないから
である。その後、部落解放同盟幹
部や同盟員らによって引き起こさ
れた不祥事(二〇〇六年に明らかになっ

た)は藤田の諫言や警鐘を利敵行為
として無視し続けてきた結果に違
いないのである。

『黒い憂鬱』の解説で石川好は
ステイルの意図を端的に

そして差別を乗り越えるのは、
差別している側の同情や罪悪感
によってではなく、どこまでも
被差別者の自助努力と、差別し
ている側がより多くの機会を提
供することによって乗り越える
べきだと説く、ステイルこそ
「アメリカの夢」を最も多く豊
かに信じている人間と言えるで
ある。(二三頁)

と指摘していた。

*

さて、『白い罪』は前著に論文
「白い罪」を発表してから一六年
後の二〇〇六年に上梓されている。
この間、ステイルは「白い罪」
で問題提起した内容をさらに検討
し研鑽を加え、副題「公民権運動
はなぜ敗北したか」(原文「HOW
OS AND WHITES TOGETHER DESTROYED
THE PROMISE OF THE CIVIL RIGHTS ERA
からは「なぜ敗北したか」を引き出す
には無理があるように思われるが)と
センサーショナルな結論を引きだ

すまでに到達した。論文「白い罪」
にはすでにさまざまな課題が提起
されていた。そのうちのいくつか
を紹介すると以下のとおりである。

具体的にいえば、白人の無言
の要求を受けた結果、社会政策
が、黒人の向上と発展を目ざす
困難な作業ではなく、黒人に対
する贖罪行為に変わっただけの
話である。(中略)ところが、当
時の黒人社会は、優遇措置を充
分に活用できるほど発展してい
なかつた。優遇措置の背後には、
贖罪行為を求めた白人の声があ
るにはあつたが、白人も本物の
贖罪行為を求めたわけではない。
彼ら白人は被害者に対して、贖
罪もどきの行為を与える優先措
置政策を打ち出したにすぎない。
この結果、黒人社会は、特別優
遇措置とその根底に流れている
白人の罪悪感に依存した。(一三
九頁)

この依存癖をもつとも顕著に
表明したのが、一九六五年、リ
ンドン・ジョンソン大統領がハ
ワード大学で残した有名な演説
の中の次の一節である。「諸君、
長い間、鎖で縛られてきた人々
を解放し、いきなり競争のスター

トラインに立たせて、『さて、
自由に競争したまえ』の一言で
片づけ、それが公平さであると
信じてはならない」この言葉は、
もつとも道理が通っているよう
に聞こえる。だが、よくよく考
えてみると、この言葉は黒人の
責任ではなく、白人の責任を強
調していることがわかる。(一五
〇頁)

現在、必要なもの。それは、
新しい実用主義である。発展を
目ざす援助を黒人に与えること
は正しい。だが、同時に、肌の
色にもとづく特別優遇措置を必
要としないアメリカ市民として、
黒人を認定するべきだろう。(中
略)黒人向けの白人のメッセー
ジはこうあるべきなのだろう。
アメリカは諸君を傷つけた。
これは間違っている。だが、優
遇措置はその傷を長引かせるに
すぎない。傷を乗り越える力を
持つのは発展だけである。(一五
三頁)

これらの指摘のなかには『白い
罪』で検討され論述される内容の
ベースがすでに含まれていた。ス
テイルが「白い罪悪感」の存在
を感じ取ったのは、先に指摘した

大学総長との交渉にあたった一九六八年、二十一歳の時だった。彼は

道徳上の権威の空白は、自身、自身の人種が人種主義と関係があることをただ単に知っていることから生じるのだ。白人（そしてアメリカの社会制度）は、人種主義の罪を贖うためにまず罪の存在を認めなくてはならない。

ところがいったん罪を認めると、その次には人種、平等、貧困などが関係する問題について、一切の道徳上の権威を失ってしまふのだ。こうして彼らは足場が脆いところへ立ち入ってしまう。彼らが失った道徳上の権威は、歴史的人種主義の「犠牲者」の側へ移譲され、かくして持ち主を代えた権威が巨大な力となつていくのである。したがって、白い罪悪感はそのまま文字どおりブラック・パワーと同じものなのだ。（三六頁 傍点は原文）

と指摘する。一方で、ステイールはキング牧師たちが人種主義の時代に非暴力で戦うことによつて一九六四年に勝ち取った公民権法は黒人に自由をもたらしたと考えていた。ただその

自由とは個人によつてのみ獲

得できるものである。そしてわれわれ黒人はいまや自由になつてきているのだ。それなのに、白い罪悪感、黒人に大きな自由を無理矢理与えているのだ。（三九頁 傍点は原文）

と、獲得した自由を真つ当に行使するうえで弊害となつてきたのが「白い罪悪感」であると捉えているのである。

*

ステイールは前著『黒い憂鬱』

で、公民権法が施行され、黒人は「自由」を獲得したにもかかわらず、アフアーマティブ・アクションに依存し、厳しい生活状況にある責任を加害者である白人に転嫁し、自らの努力（自己責任を担う）を棚上げにしてきた点を強調していた。つまり、黒人自身がこれまで持ちつづけてきた「自尊心（矜持）の放棄」についてこだわってきたともいえる。この課題をさらに追究した『白い罪』では、「自尊心（矜持）の放棄」を促した要因として、「白い罪悪感」がその中心に位置づけられさらに深く検討されることになった。以下に引用する文章からも、人種主義の時代から負わされつづけてきた黒人自身の

課題が「白い罪悪感」に寄りかかることによつて不問にされてきた状況がうかがえる。

白い罪悪感の時代の到来、そのもつとも強烈な逆説は、人種主義によつて苦しんできた人びとにとつて人種主義が有益なものになったというところにある。（中略）だからこそキング世代は、人種主義を消し去ることこそが平等な社会を生み出す、と感じていたのだ。しかし白い罪悪感の時代になると、人種主義は白人が犯した罪の証拠となり、それゆえ白人は黒人に対して負い目があると証明するものとなった。キングが論じたのは、白人は道徳と民主的原理原則に従う責務があるということだった。しかし白い罪悪感、白人が黒人という人間の集団に従う責務があるという点を強調する。（四九、五〇頁 傍点は原文）

包括的人種主義（ステイールの造語 住田注）によつて、白い罪悪感の時代にある特徴がつけくわえられた。「人種という切り札」、つまり白い罪悪感につけ込んだ恐喝である。人種主義のステイグマがつけられると事

業は甚大な損害を被り、将来の仕事は台無しになる。そんな恐れに屈して、白人は人種主義者と名指され非難されることに怯え、包括的人種主義の存在を証明してしまうのである。（五六、五七頁）

人種主義の時代、わたしは個人としての自由を欲していた。白い罪悪感の時代がくると、黒人としてのパワーを欲し始めたのである。白い罪悪感に賭けたギャンブルに勝つため、この新たな黒い意識は黒人に大きな過ちを犯させることになる。ほかでもない白い負い目を刺激するために、たつたいま勝ち得たばかりの自由を棄てることになつたのだ。（六四、六五頁）

少なくとも人種主義の時代に活躍したキング牧師をはじめとする黒人の運動家は人種差別の不当性を追及するとともに、平等な市民的権利を持つ黒人として自らを律することに力を注ぐことを求めていた。ステイールの父親世代の勤勉さや生活改善へのひたむきな努力は大いに評価されていた。にもかかわらず、その後の白い罪悪感の時代には、黒人の勤勉や努力

それに自尊心は背後に押しやられることになってしまった。しかも、

六〇年代の人種関係の改革から四〇年が経ち、それでも人種に関する議論が絶えない今日にあつて、アメリカ合衆国大統領が、自分自身の生活の向上のために相応の責任を黒人は分担すべきだと一言すら発しないのは、まさに絶句するよりほかない。

(七八頁)

のちに黒人初の大統領になったバラク・オバマですら、大統領選立候補への礎とした二〇〇四年民主党全国大会の基本演説で、「黒人自身が自ら果たすべき責任」について述べることはなかったとステイールは失望する。

このとき、ブラック・アメリカはふたつの選択肢と対峙していた。ひとつは公民権運動が勝ち得た自由をしっかりとこの手につかみとること。教養を身につけ、スキルを磨き、起業家精神を発揮し、それでも変わらぬ差別に対しては飽くことなく攻撃を繰り返して向上していく道も。もうひとつは間接的にこれらのことを達成する道。われわれ黒人を再生させる責任を白人に過

度なまでに担わせるため、これまでわたしたちを不当に扱ってきた社会に対してプレッシャーをくわえていくこと。六〇年代後半に各地で爆発的に拡がった黒人の新たな戦闘性は、ブラック・アメリカが後者の選択肢に完全に同意したからこそ生まれたのだ。そしてそれが次の四〇年間の黒人向上のための戦略を規定するようになった。(八〇頁)

したがって事実上、黒い戦闘性と白い罪悪感とは同じコインの表裏なのである。(八一頁)

この黒い戦闘性と白い罪悪感を受け入れることによつて、公民権運動で獲得した自由を依拠しながら黒人たちが自らを磨き上げる道は遠ざけられることになった。しかし、黒人の運動がすべて白い罪悪感からめ捕られていたわけではない。ステイールはその例として、マルコムXをあげ次のように述べている。

彼(マルコムX 住田注)が求めていたのは自助努力に基づく戦闘性であり、当然のことながら、この思潮は他者が黒人のためと称して為すことに対する猜疑心をあわせもっていた。この

流れの戦闘性を「勤勉な」戦闘性と言うことができるだろう。

(中略)一見したところ醜悪に思える分離主義を掲げていようと、より深いところでマルコムXらの主張は、人間性の発展と国家の建設を通じた人種解放に焦点が当てられていた。この流れの戦闘性をほんものにしていったのは、白人の罪悪感につけこんだり、はたまた依存したりすることなく、真の人間性の発展を通じて抑圧された人びとに尊厳をとりもどそうとする、偽りのない努力であつた。ところが、六〇年代に新たに出現してきた黒い戦闘性はこの対極に立つ。ゆえにそれは、「白い罪悪感依存型の戦闘性」と呼んでもよいだろう。(八二頁)

ステイールは黒人が人種差別から解放されるためには欠かすことのできない課題があると考へてきた。まさにマルコムXが提起した「白人の罪悪感につけこんだり、はたまた依存したりすることなく、真の人間性の発展を通じて抑圧された人びとに尊厳をとりもどす」ことであつた。しかし、同時に、何故黒人は「真の人間性の発展」を達成することができな

かつたのかと問う。それは人種主義時代を通じて、抑圧されてきた事実によつていえる。それゆえ、黒人には現在もなお克服すべき、発展すべき課題が存在しているとステイールは考えていた。

黒い戦闘性も白い罪悪感も、抑圧が黒人に強いてきた能力の極端な未開発状態を克服することについて、否、緩和することとさえも、説明責任を負おうとしたことは一度たりともない。(八四頁)

と捉え、さらに

しかしこの二つの力の共存関係は人間の本性の重要な特徴を見過ごしている。人間は、個人であれ集団であれ、変化や向上に向けてすべての責任を担うことなしには、自分自身を変化させることも、向上させることもできないのである。これが自然の摂理なのだ。(中略)完全な責任をそのままそっくり背負うことなしに、他者が援助してくれるからといって、それに頼ったまま利益を得た集団も存在していない。(八五頁 傍点は原文)

と駄目を押す。ステイールにとって自由も平等も決して他から与えられるものではない。それは長い間抑圧されてきた黒人であっても同じである。ステイールはこの真実を考慮することなく、「黒い戦闘性や白い罪悪感」に依拠しつづける今日までの運動路線は大きな壁に突き当たっており、公民権法以後、四十年を経過したアメリカ社会において黒人問題解決の展望すら明らかでできず、いたずらに停滞したままでであると捉えている。

*

最後に、副題「公民権運動はなぜ敗北したか」について触れたい。前述したように、この副題の英語原文から、単純に「敗北」云々を引き出すことはできない。ステイールはアフアーマティブ・アクシオン（特別優遇措置）が白人の「白い罪悪感」と癒着することによって、ほんらい、黒人自身が負わねばならない課題、「真の人間性の発展」を獲得するための努力すら不問にするなら、当初めざした公民権法獲得の目標の達成はおぼつかないとの結論に達した。ステイールが言うように、今日、キングがめざした公民権運動が、黒人の「真の

人間性の発展」を不問にしたまま、「白い罪悪感」に依拠しつづけるなら、「公民権運動の一時的な挫折・頓挫」と捉えることもできるであろう。しかし、私はこれまで見てきたステイールの論述にほとんど共感しながらも、導き出されたアフアーマティブ・アクシオンの「廃棄」をも含めたかのような結論には同意しがたい。なぜならステイールは公民権法の獲得によって実施されたアフアーマティブ・アクシオンが「白い罪悪感」との癒着や相乗作用によって、黒人の自立を阻害してきたと結論付けている。癒着そのものを不可分なものとして捉えているようにも読めるが、ほんとうにそうなのだろうか。不可分なものなら、アフアーマティブ・アクシオンを生み出した公民権運動にも敗北ではなく、弱点があつたと言えるのかもしれない。

だが、ほんらい、アフアーマティブ・アクシオンと「白い罪悪感」とは次元の異なるものである。「白い罪悪感」に注目したステイールの功績は人種（差別）問題解決にとつて大きな示唆を与えるものとしていささかも揺るぐものではない。次の課題は、この「白い罪悪感」を抱く良心的とすらいえる白人たちが、いったいどのようなようにして「白い罪悪感」から解放されるための行動を黒人とともに作り上げるのか、が問われているのである。

確かに、為政者が行う「特別優遇措置」には、その受給者の「真の人間性の発展」を旨とされながらも、結果的に、その措置に寄りかかる誘惑に打ち勝つことができず受給者自らを貶めてしまう危険があることも事実である。この点からステイールは「特別優遇措置」を否定的に論じているのかもしれない。しかし、同時に、ステイールは、公民権法獲得の意味を高く評価している。ならば、「特別優遇措置」が黒人の自立に有効な役割を果たした時期からステイールが提起する「白い罪悪感」によって、それが黒人の自立の妨げとなっていく時期を明らかにする必要があろう。ステイールも「特別優遇措置」そのものを全面的に否定しているとは思えない。「特別優遇措置」自体に含まれる弱点の増幅を避けるために、アフアーマティブ・アクシオンと「白い罪悪感」との癒着を阻止することが必要である。その阻止には黒人・白人双方の努力による共

同の営みが不可欠である。「白い罪悪感」はこの共同の営みを阻止してきた要因ともいえるからである。この双方による共同の営みこそが求められるのであって、「特別優遇措置」の実施それ自体を拒否することではないだろう。この間の「特別優遇措置」は少なくとも黒人に「選択の自由」を大幅に拡大したことは事実なのだから。

確かに、一九六四年に開始されほぼ半世紀を経過したアフアーマティブ・アクシオンそのものに「制度疲労」ともいえる綻び、弱点が生じていないとは言えない。とするなら早急に、実施にとともに具体的な弊害や課題について、当事者を含めた（当然、ステイールも）総括活動（事業の精査等）が真摯に行われる必要がある。そのうえで現在もなお社会の底辺に追いやられ、自立する気力すら萎えてしまった数多くの黒人（他のマイノリティも含め）への対応が緊急に求められるとするなら、新たな装いをもつ施策が打ち立てられるべきだろう。

（藤永康政訳、径書房刊、二〇一一年四月、二五〇〇円）

本の紹介

黒川みどり著

『描かれた被差別部落』

映画の中の自画像と他者像

石元 清英

(関西大学)

1

劇場で一般公開される日本映画で、障害者問題や在日外国人問題、エイズ問題などといった差別問題をテーマとした劇映画やドキュメンタリー映画は、それほど多いとはいえないが、部落問題をテーマとした映画となると、さらに少ないように思える。そして、数としては少ないが、他のジャンルの映画と同様、部落問題を扱った映画についても、さまざまな論評が行われてきた。当然そこでは、映画作品としての出来が論じられるのであるが、ここで紹介する黒川みどりさんの新著『描かれた被差別部落』は、部落問題を扱った映画を対象としているものの、映画評論ではなく、戦後部落問題研究の手法として映画を分析したという点で、とてもユニークな研究書

である(部落問題に限定していないが、類書として、中尾健次さんの『映画で学ぶ被差別の歴史』解放出版社、二〇〇六年がある)。

黒川さんは、戦後部落問題の研究を映画をとおして論じる意義をつぎのようにいう。

「部落差別は、社会の構成員が作り出すものであり、“他者”に向ける広義の意味での“眼差し”にも深く由来する問題である。当然にして被差別当事者も、しばしば差別的と自らに映るそのような眼差しに対抗して、自ら部落民像を立ち上げようとしてきた。したがって部落差別は、多分にそのような他者像と自画像の衝突やズレと密接に関わる問題でもある。映画はそれに接近する上で有効な手段の一つと考えることができよう」(四ページ)

そして、これまでのマルクス主義に立脚した部落問題研究は、下部構造にのみ着目し、上部構造である差別意識はその反映にすぎないとして、差別意識の問題に目を向けてこなかったため、映画をとおした部落問題研究は、より直截に差別意識に切り込むことができると、黒川さんはいう。

本書でとりあげられた映画は、「破戒」(監督「木下恵介・一九四八年/監督「市川崑・一九六二年」)、「人間みな兄弟 部落差別の記録」(監督「亀井文夫・一九六〇年」)、「橋のない川」(監督「今井正・一九六九、七〇年/監督「東陽一・一九九一年」)、「人間の街 大阪・被差別部落」(監督「小池征人・一九八六年」)、「家族 部落差別を生きる」(監督「小池征人・一九八八年」)、「以上の八本である。黒川さんは、これらの映画を選んだ理由として、それぞれの映画が制作された時期が戦後の民主化、同対審答申と高度経済成長の本格化、部落解放運動の高揚、被差別部落(以下、部落という)の生活実態の変化など、部落問題を考えるうえで重要な転換点となっていることをあげる。

では、これらの八本の映画を黒川さんがどのように分析しているのか、順にみていくことにする。

2

いうまでもなく、映画「破戒」は島崎藤村の小説「破戒」を映画化したものであるが、木下作品と市川作品では、瀬川丑松の同僚であり、親友でもある土屋銀之助の描き方や、部落民の外観上の特徴についての表現などに違いがみられ、藤村の原作とも相違があるという。小説「破戒」では勤務先の小学校で孤立していく丑松に対して力になろうとする銀之助が部落への偏見をもっており、丑松のいない職員室で、丑松は部落民でないかという噂話が出た際、部落民か部落民でないかは、顔付きでわかる、丑松のような立派な人間は部落からは出ようがないと、丑松を擁護する場面があるが、こうした銀之助の人物設定が職場で孤立し、誰にも助けを求めることができない丑松の苦悩を強調する効果を高めている。

しかし、木下作品では銀之助が運動家の猪子蓮太郎の思想に共鳴し、部落差別に憤る人物として描かれ、原作がもつ緊張感が失われている。また、原作で強調されていた部落の徴表は否定され、部落の「異種」性は弱められている。

原作では丑松が部落民ではないかと疑う校長や教員たちが部落民の外観上の特徴を繰り返して言い立てるが、それが当時の部落差別の厳しさを強調する効果となっている。木下作品の銀之助の描き方や「異種」性の後退は、敗戦による日本社会の価値観の大転換と民主化政策の進展のもとで、部落差別が解消可能であるという展望をもちえた時代が反映されていると、黒川さんはみる。

これに対し、市川作品では銀之助が原作どおりに描かれ、「異種」性が強調されている。それによって、丑松の苦悩はより深いものとなっている。それに加え、原作にない、志保が血筋など無意味だとい、猪子の妻が「差別は間違っている。なぜ、間違ったほうの尺に合せて生活するのです？」と、黒川に言うシーンを入れている。黒川さんは、一九六〇年代における部落差別克服の困難さを認識させ、丑松の苦悩が徹底的に追究されているだけではなく、原作が書かれた時代とは異なる新しい状況を射程に入れた市川作品を高く評価する。

3

「人間みな兄弟」は、一九六〇年に制作されたドキュメンタリー映画で、大きく変化する前の部落の様子を克明に記録したものである。監督はドキュメンタリー映画作家として名高い亀井文夫である。黒川さんは、亀井が徹底してカメラを「外」に据えて部落を記録するという姿勢を賞いたと指摘する。そうすることによって、部落がかかえている問題の深刻さを訴えようとしているのであるが、そのことがますます外部と内部を分かつ境界を明瞭にしているという。この映画では、不良住宅が密集した都市部落の様子や結婚差別・就職差別の具体的事例、不安定就労の実態、部落の工場で働く長欠中学生などが紹介される。これらのシーンには、部落問題の深刻さと、それに対する対策の必要性を観る者に伝えることになったが、部落外との格差の大きさの強調は、部落の徴表を際立たせ、部落がまずまず特殊なもののみなされるといふ結果を招く恐れもあった。そして、一九六〇年当時は日本全体で貧困の問題が深刻であったため、当該時期の運動がともすると部落が「特殊」固有とみられる徴表につながる問題をも明るみに出す道

を選び取ったと、黒川さんは指摘する。こうした傾向に沿って制作された「人間みな兄弟」で描かれた被差別部落像が被差別当事者のもつイメージとの逸脱をもたらしたのである。こうした逸脱の一因として、カメラを「外」に据えた亀井の手法をあげた黒川さんの指摘は的を射ている。

4

今井正監督の「橋のない川」は、運動団体から差別性を孕んでいるとの指摘を受けたことから、その作品の評価をめぐる大きな論争となった。黒川さんは、その対立が三つの論点を含んでいたという。

第一に、部落解放運動をめぐる対立で、監督の今井正が日本共産党員とみなされたことから、部落解放同盟と部落解放同盟正常化連合会（部落解放同盟内の日本共産党グループ。以下、日本共産党グループ）との対立が映画の評価に持ち込まれた。第二に、映画が追究する芸術性と、映画の目的のひとつである啓発の問題で、芸術至上主義は啓発の効果を低下させるという論点である。第三に、被差別部落の闘いや、差別を生み出す社会構造を論じなければ、差別の再生産

につながるという部落解放同盟の認識と、芸術作品である映画の衝突である。しかし、今井作品をめぐるさまざまな見解は、第二と第三の論点からの批判が第一の点と密接に絡み合い、「純然たる」学問的批判を抽出することが不可能なため、読み解きがたいと、黒川さんはいふ。とくに、部落解放同盟と日本共産党グループの対立が顕在化したあとには、当初、第二、第三の論点から今井作品に批判的であった人たちが、部落解放同盟と対立的立場であったために今井作品擁護に転じるといったねじれも生じたからである。

今井作品では、部落周辺の民衆たちの差別意識が描かれている。それは部落が犯罪の温床であるとか、部落民に衛生観念がないといった、登場人物の発言に加え、部落の「匂い」が強調される。つまり、草履を漂白する際の刺激臭という具体的な「匂い」と、部落外の子どもたちが部落の子どもたちに対して「臭い」という言葉を投げつける、徴表としての「匂い」である。そして、部落民の手は夜には蛇のように冷たくなると、部落外の子どもたちが言う「生物的差異」や「人種が違う」という発言など、

異質であるという徴表が強調される。

これらは生物学的差異を含む人種主義が横行していた明治末から大正期にかけての部落差別のありようをリアルに描き、当時の部落差別の深刻さを浮き彫りにする効果をもった。しかし、今井作品の公開時にあつては、人種主義は影を潜め、それにかわる 見えない人種 を識別するための徴表がつけられたのであり、被差別当事者はそれに結びつく描写に敏感となつた。そのことが今井作品への大きな反発につながつたと、黒川さんは指摘する。

一方、東作品では異質であるという徴表は消去される。心根は優しく、差別への強い怒りをもちながら、昼間から酒に浸り、自分の娘を「京都の色街」に売つてしまふ、ある種の典型的な部落民・永井藤作は、東作品には登場しない。東作品では、ある種の異質さをもった部落民は、いつさい登場しない。しかし、周囲の人たちは、部落民を異質な存在とみなし、あたかも人種が違うようにみている。東作品は、実質的に何ら異なることのない部落民が周囲から異質視される現実を描くことにより、差

別がいかに非人道的であるかを告発しているといふ。

そして、黒川さんは、今井作品と東作品との違いをつぎのようにいふ。今井作品は映画のなかの部落像・部落民像を非当事者「世間一般」がどう受け止めるかということはとりあえずさておき、ともかくも部落差別の残酷さを強調することによって、徴表をとり去る、すなわち人種主義を克服するという目的のもとにつくられたのに対し、東作品は非当事者が人種主義にとらわれないようにということを常に意識しながら、ごくあたりまえの日常を送る部落民という表象に極力近づけ、何も変わらないのに周囲の人たちは人種主義のまなざしを投げかけるという差別のありさまが描かれたのである。

5

「人間の街」(一九八六年公開)と「家族」(一九八八年公開)は、東陽一監督の「橋のない川」のプロデューサーも務めた山上徹二郎製作、小池征人監督のドキュメンタリー作品で、「人間の街」は「同和对策審議会答申二〇周年記念映画」として制作された。

「人間の街」では、結婚差別や、

部落民への「差別語」を書き連ねた手紙や脅迫など、具体的な差別事象が現実のものとして映し出される一方、それまでの部落解放運動の成果といえる地域に根ざしたさまざまな取り組み(障害児と親が集う障害者施設、健康を守る活動、乳幼児を守る会の活動など)が紹介され、それにかかわる人たちが自分たちの思いを語る。「人間の街」は、「外」から部落をみつめていた

「人間みな兄弟」とは違い、部落の人びとに寄り添いながらつくられた作品だと、黒川さんは指摘する。そして、「人間の街」は、もはや被差別部落の悲惨さ・惨めさではなく、「部落民の誇り」を打ち出そうとしたものであり、前面に押し出されているのは、被差別部落の仕事や文化が、あるいは部落解放運動がいかに全人類にとって意味があり、すばらしいかということである」と、黒川さんはいふ。

しかし、「人間の街」は「部落の誇り」だけを強調しているのではなく、同和对策事業によって部落の住環境が大きく変化した、こうしてできた新しい街において、それまでの部落が強くもつていた相互扶助、人と人とのつながりの

強さという共同性が弱まってきたことが新たな問題として提示される。そして、松原の屠畜場で働く浜口比登美という男性の語り「部落の誇り」に対する迷いにつながる。

浜口は言う。「おれ、更池(浜口の生まれ育った部落(引用者)に生まれて暗い話しかないわ」「更池に生まれて、ええいのは美味しい肉食べられるだけや」「あと何にもあらへんわ」。彼は小学校四年生の自分の娘が大人になって結婚する際、部落の人間であることを自ら言うべきであることを認めつつ、「部落の人間で胸張つて言えていふけど」「実際みじめやで」と、「部落の人間」であることを「誇り」とは簡単に言い切れない自分の本心を述べる。

黒川さんは、「それは、当該時期に、同和教育や啓発のなかで、盛んに部落の価値の再発見が試みられ、急速に「部落の誇り」の語りに転換していったことに対する疑問の提示にもつながっていくのではなからうか」(一七五ページ)と指摘し、つぎのように述べる。「部落問題に真正面から向き合おうとしていない者にとっては、自分が同和教育を行うことを求めら

れたとき、部落差別がいかに深刻であるかを伝えるよりも、耳あたりのよい、さらにはいえば、自分の発言内容が問題になる危険性の少ない「部落の誇り」の語り自身を委ねていく方が安泰であり、その傾向は跡を絶たない。しかし、「部落の人間」であることから逃れられない者にとつては、いくら自分たちが「誇り」だといってみただけで現実には差別が存在するからには、「誇り」を説き続けるだけでは差別をくぐり抜けることはできないのである」（一七六ページ）。

それゆえ、二年後に結婚差別問題にテーマを絞ったドキュメンタリー映画「家族」が制作されたと、黒川さんは考える。

「家族」は、鹿児島から集団就職で大阪に出てきた女性と部落の男性との結婚、そして、二人のあいだに生まれた息子と部落外の女性との結婚、それぞれの結婚に際して強い反対を受けたという親子二代にわたって差別を受けた「まっちゃん」一家、そして、自分が部落出身とは知らずに部落解放運動に飛び込み、運動のなかで出身を知ったという女性とその夫が登場する。

映画「家族」では、周囲との軋

轍を乗り越え、部落外の配偶者と幸福な「家族」を形成したケースが描かれる一方、差別をする人もされる人も深く傷を負う差別があることが示される。そして、人権の輪が広がるなかで差別のあり方も大きく変化しながらも、他方で厳しい差別が存在する、それをどう総括するかというジレンマを映画「家族」が抱えているのであると、黒川さんはいう。

6

評者は黒川さんが取り上げた八本の映画のうち、木下監督の「破戒」を除いた七本を観ているが、「橋のない川」はともかく、映画を比較し、それらが制作された時期について深く考えたことはなかった。さすがに「橋のない川」について、今井作品を何が問題とされたのかという視点から（公開時ではなく、初めて観たのは一九八〇年代半ばごろ）、東作品を今井作品とどのように違う撮り方をしているのかという視点から、それぞれ観て、両作品を比較したが、制作時期との関係まで踏み込んで考えることはなかった。

今回、黒川さんの『描かれた被

差別部落』を読んで、黒川さんが課題としてあげた、映画が制作された「各々の時期の、自画像と他者像の相克の変遷を追うこと」（一〇ページ）は、達成されていると感じた。それは、部落と部落解放運動の重要な転換点となった時期に、部落問題をテーマとした優れた作品が制作されたことによるところも大きい。しかし、本書で扱われた映画のなかで、最新のものは一九九一年の「橋のない川」である。

この映画は全国水平社創立七〇周年記念事業の一環として部落解放同盟が映画製作委員会を立ち上げて制作されたものであり、一九八六年の「人間の街」も、同和对策審議会答申二〇周年記念映画として、部落解放同盟のバックアップのもと制作された。市川監督の「破戒」（一九六二年）や今井監督の「橋のない川」（一九六九、七〇年）のように、映画会社（今井作品は独立プロ系）が独自に企画を立て、部落問題をテーマとした映画を制作することは、もはや不可能であろう。それは一九七〇年代以降に顕在化した「差別表現」に対する糾弾が関係している。部落問題はややくい問題、できれば避けた問題となってしまうのである。

ある。とりわけ、現時点で部落問題をテーマとしたドキュメンタリー映画をつくらうとするなら、部落と部落解放運動をめぐる数々の不祥事報道の現実に向き合わざるを得ないのであり、映画をつくる困難さは、さらに大きくなる。しかし、そうであるからこそ、いま現在の部落を撮る意義は非常に大きいのである。

本書の終章で、黒川さんは「人間の街」に出演された方々と会い、インタビューをされたという。その内容については、本書でふれられていないが、自分の母親が子ども時代に親から十分な愛情を得られず、そのため、親になったとき子どもにもどう接していいのかわからなかったことが、今度は自分自身の子育てにも影響を及ぼしたという「負の連鎖」を語った吉田小百合さんや、当時、自分の娘（現在三〇代になっているはずである）が結婚するときに、部落民であることを相手に告げるべきか、その迷いを語った浜口比登美さんたちがどのような話をされたのか、非常に興味がある。黒川さんの次作を期待したい。

（岩波書店刊、二〇一一年四月、二八〇〇円）

- の国会 審議する立法府へ』(大山礼子著) / 『人間の条件 そんなものない』(立岩真也著) / 『原発報道とメディア』(武田徹著) / 『“生徒の自己開示”で始まる高校の学校開き [よのなか]科との協働で拓く21世紀型人権教育』(成山治彦監修,大阪府立柴島高校編集) 京都市内における改良住宅建て替えを契機とした新たなまちづくりの検証 人権のまちづくり(運動)にむけて 下 後藤直
平井正治さんの証言・資料を後世に語り継ぐ 吉村智博
まちかどの芸能史 9 万歳と占い 村上紀夫
部落解放研究 192(部落解放・人権研究所刊,2011.7): 1,400円
特集 全国の識字学級実態調査結果
日本の識字学級の現状と課題 「2010年度・全国識字学級実態調査」の結果から 棚田洋平 / 識字・日本語教室における理念の継承と再構築のあり方 大阪府の先駆的な二つの事例から 新矢麻紀子
道徳教育と人権教育を考える 林泰成
イギリスのシュア・スタートと日本の課題 貧困問題と就学前のワンストップ機能 埋橋玲子
地域主権の動向と課題 中川幾郎
八尾市営住宅調査にみる改良住宅団地の課題と展望 寺川政司
部落の若者の部落問題意識と部落出身者としてのアイデンティティ 部落青年の部落問題認識調査から 内田龍史
人権CSRガイドライン 自己診断を通じて知るマネジメントとパフォーマンスの達成度 菅原絵美
ブックレビュー 近年の学力問題研究をめぐる動向 前馬優策
部落解放ひろしま 89号(部落解放同盟広島県連合会刊,2011.7): 1,000円
特集 広島同企連結成30年を振り返る
解放運動の人間像 30 解放理論の創造的発展のために 小森龍邦
部落史研究報告集 15(八幡浜部落史研究会刊,2011.5)
フィールドワーク報告 「八西地域の宿神を訪ねて」 菊池正
宿神に関する資料 水本正人
人権を土台とする「子育ての共同性」の再構築にむけて ~大阪の被差別部落の取り組みを例に~ 木村和美
現代語訳 藩外まで広がる捜査、和歌山藩岡島かわた村の場合 『城下町警察日記』(清文堂)より 水本正人
人
古代伊予国における久米氏の実像 1 久米氏のルーツから見えてきたもの 五藤孝人
部落問題研究 197(部落問題研究所刊,2011.6): 2,187円
第48回部落問題研究者全国集会報告
歴史1分科会
都市江戸における非人身分とその「周縁」 西木浩一 / 都市大阪における非人と町方:再考 塚田孝 / 西木・塚田両報告によせて 小野田一幸
歴史2分科会
戦後部落解放運動における〔共闘〕論の形成 本井優太郎 / 戦後沖縄における「基地問題」の形成過程 沖縄教職員会の動向を中心に 櫻澤誠
現状分析・理論分科会
大阪府における同和行政終結の取り組み 谷口正暁 / 「地域社会と住民の権利憲章」(第5次案)と各地の取り組み 新井直樹
教育分科会
子どもの権利条約と子どもの権利の確立 第3回国連子どもの権利委員会「最終所見」をふまえて 松村忠臣 / 人権教育研究指定校における人権教育 2007~2008年度の場合 梅田修 / 学級崩壊を克服し、セルフエスティームを高める学級作りの実践 コミュニケーション力を育て、人権を大切にしたい学習活動の展開 櫻井恵子
文芸分科会
夏目漱石の朝鮮認識 水川隆夫 / 沖野岩三郎が描いた「高木顕明と部落問題」 秦重雄
ライツ 147(鳥取市人権情報センター刊,2011.8)
今月のいちおし!! 『STAND 立ち上がる選択』(大藪順子著) 田中美貴枝
ライツ 148(鳥取市人権情報センター刊,2011.9)
今月のいちおし!! 『生きづらい母親たちへ アダルトチルドレン、依存症のヘルプグループ』(ママネット編) 田中澄代

改定の課題 上杉孝實

であり 593 (全国人権教育研究協議会刊, 2011.8) : 150円

人権のまちをゆく 56 地域と連携した人権尊重のまちづくり 伝統ある「人権劇」と「ふるさと人権フェスティバル」への取り組みを通して 徳島県阿南市立福井中学校

人権文化を拓く 169 人権教育、ふたつの流儀 阿久澤麻理子

ノートル・クリティーク 第4号(ノートル・クリティーク編集委員会刊, 2011.5) : 1,000円

地域社会と融和運動における「崇仁教育」の位置 中嶋源三郎の足跡から考える 山本崇記

ひとのみち 人権学習の記録 16 (佛教大学刊, 2011.6)

講演記録

「人権問題とハラスメント」(亀井明子) / 「多文化共生社会へ向けて 在日外国人の現状と歴史的背景」(高野昭雄) / 「差別したくなる気持ち」を読む」(八木晃介) / 「デートDVの実態と対応・啓発～大学における相談実態から問題の重大性をどうとらえるか～」(亀井明子)

ヒューマンライツ 280 (部落解放・人権研究所刊, 2011.7) : 525円

走りながら考える 123 遺伝子差別をなくすために 遺伝子検査機関の規制を 北口末広

書評 黒川みどり『近代部落史 明治から現代まで』 渡辺俊雄

ヒューマンライツ 281 (部落解放・人権研究所刊, 2011.8) : 525円

村木厚子さんに聞く 求められる取調べの可視化と検察の改革 (聞き手 林誠子)

欧州連合最大の少数民族ロマについて発行された最近の日本語図書 金子マーティン

ヒューマンライツ 282 (部落解放・人権研究所刊, 2011.9) : 525円

「ことば・表現・差別」再考 総集編

ひょうご部落解放 141 (ひょうご部落解放・人権研究所刊, 2011.6) : 700円

特集 第25回人権啓発研究集会 in 姫路 2

ルポ・祭礼差別 中 平野次郎

差別はある。でも諦める必要はない 谷川栄一

本の紹介 『コッハルモニ 花のおばあさん』(クオン・

ユンドク文・絵) 高吉美

部落解放 649号(解放出版社刊, 2011.7) : 1,050円
第37回部落解放文学賞

部落解放 650号(解放出版社刊, 2011.8) : 630円

特集 部落と差別を考えるブックリスト

差別論を読むための10冊 部落問題を中心に 好井裕明 / 部落の中近世と生産活動を読む 中尾健次 / 人権教育関連図書を読む 学校・子ども・若者の視点から 阿久澤麻理子

「差別禁止法」をつくろう 「差別禁止法の制定を求める市民活動委員会」が発足

まちかどの芸能史 7 万歳の由緒 村上紀夫

部落解放 651号(解放出版社刊, 2011.9) : 630円

特集 子どもたちを守るために 児童虐待と児童養護施設 子ども虐待の背景を探る 子どもが排除される社会からの脱却を 神原文子 / 児童虐待防止法をめぐる動き 児童虐待の四つのステージに関して 岩城正光 / 児童養護施設へのまなざしと<家族依存社会>の問題 内田龍史 / 社会的養護で育つ子どもたち 児童養護施設での生活とその後 長瀬正子

本の紹介

黒川みどり著『近代部落史 明治から現代まで』 大高俊一郎 / 志水宏吉編『格差をこえる学校づくり 関西の挑戦』 木村和美 / 大野更紗著『困ってるひと』 / 「支援」編集委員会編『支援 Vol.1』 / 熊本日日新聞「この通りのゆりかご」取材班『揺れるいのち 赤ちゃんポストからのメッセージ』 / 矢野宏著『空襲被害はなぜ国の責任か 大阪空襲訴訟・原告23人の訴え』 / 熊谷晋一郎著『リハビリの夜』 / 梁石日著『めぐりくる春』

京都市内の被差別部落におけるまちづくり運動二〇年の検証 人権のまちづくり(運動)にむけて 上 後藤直

「ヒロシマ・ナガサキ」から「フクシマ」へ 「核」がもたらす隠蔽と差別の構造 黒古一夫

大震災の米軍「トモダチ作戦」で浮上した本土社会の沖縄差別 高嶋伸欣

まちかどの芸能史 8 算置と声聞師 村上紀夫

部落解放 652号(解放出版社刊, 2011.10) : 630円

特集 脱原発をめざして

本の紹介

『児童養護施設と社会的排除 家族依存社会の臨界』(西田芳正編著) 住友剛 / 『アイヌ、風の肖像』(宇井眞紀子写真・文) / 『ウーマンリブがやってきた 70年代・目覚めはじめた男たち』(佐藤文明著) / 『日本

脱植民地化の放置 戴エイカ

「軽度」障害者のジレンマが語る日本社会における障害
問題構造 要田洋江

知的障害者の「居場所」づくりに関する一考察 インク
ルーションの視点から 西村愛

朝鮮戦争後における国家再建と女性 秦花秀

公開シンポジウム～やおい/BL研究の今を熱く語る
シンポジウム 大阪市立大学における部落問題への取り
組み50年 大賀正行・開田めぐみ・谷元昭信

2010年人権問題研究センター「筑豊」現地研修の記録
菅原智恵美

振興会通信 99号(同和教育振興会刊, 2011.7)

同朋運動史の窓 8 左右田昌幸

信州農村開発史研究所報 115(信州農村開発史研究
所刊, 2011.3)

晩年の市川五郎兵衛 斎藤洋一

信州農村開発史研究所報 116(信州農村開発史研究
所刊, 2011.6)

浅科に残る道標 斎藤洋一

月刊スティグマ 180(千葉県人権啓発センター刊, 20
11.7): 500円

アニメ「もののけ姫」と日本の差別問題 鎌田行平

月刊スティグマ 181(千葉県人権啓発センター刊, 20
11.8): 500円

アニメ「もののけ姫」と日本の差別問題 鎌田行平

月刊スティグマ 182(千葉県人権啓発センター刊, 20
11.9): 500円

アニメ「もののけ姫」と日本の差別問題 鎌田行平

世界人権問題研究センター研究紀要 16号(世界人
権問題研究センター刊, 2011.3): 2,500円

ヨーロッパ人権裁判所の新展開 補完性原則の変容?
前田直子

女性と平和・安全保障をめぐる 国連安全保障理事会
決議1325号の意義と課題 三輪敦子

京都市における<福祉教育>の実態史解明に向けて 東
九条地域における「希望の家」に注目して 倉石一郎
リプロダクティブ・セキュリティの一考察 産む(産め
る)自由は確保されているのか? 安心・安全に産める社
会とは? 谷口真由美

相互作用と暴力 微視的社会学の見点 中村正

外国人女性に対するドメスティック・バイオレンス 被
害者の法的保護と支援体制の拡充に向けて 福嶋由里
子

日本の大学における人権・同和教育 「教育」という学
問領域からみた過去・現在・今後の展望 阿久澤麻理
子

「障害者の権利」学習の構築に向けて 「障害の社会モ
デル」概念を中心に 松波めぐみ

資料目録 門田秀夫氏寄贈資料目録 3

地域と人権 1103(全国地域人権運動総連合刊, 2011.8.
15): 150円

国民的融合論との対話 部落問題解決への理論的軌跡と
展開 15 丹波正史

月刊地域と人権 328(全国地域人権運動総連合刊, 20
11.7): 350円

特集 第6回地域人権問題全国研究集会 第7分科会
教科書無償運動と戦後民主主義の発展 尾川昌法/岡山
藩での「渋染一揆」を例に 大森久雄

月刊地域と人権 330(全国地域人権運動総連合刊, 20
11.9): 350円

特集 第7回地域人権問題全国研究集会

特別講演 水平の行者 栗須七郎 知られざる水平運動史
廣畑研二

同和問題セミナー 部落問題解決と『根強い差別意識』
論への批判 丹波正史

ちくま 482(筑摩書房刊, 2011.5): 100円

日本の生殖医療はどう始まったか 1 漂流する記憶 島本
慈子

青春の光芒 異才・高橋貞樹の生涯 48 第10章 モスク
ワの留学時代 5 沖浦和光

ちくま 483(筑摩書房刊, 2011.6): 100円

日本の生殖医療はどう始まったか 2 安藤晝一とその時
代 島本慈子

青春の光芒 異才・高橋貞樹の生涯 49 第11章 1927年
の「日本問題に関する決議」1 沖浦和光

ちくま 484(筑摩書房刊, 2011.7): 100円

日本の生殖医療はどう始まったか 最終回 AIDから卵子
提供へ 島本慈子

青春の光芒 異才・高橋貞樹の生涯 50 第11章 1927年
の「日本問題に関する決議」2 沖浦和光

であい 591(全国人権教育研究協議会刊, 2011.6): 1
50円

人権文化を拓く 167 奄美の島とシマ 園博明

であい 592(全国人権教育研究協議会刊, 2011.7): 1
50円

人権文化を拓く 168 人権教育・啓発に関する基本計画

- グローブ 66 (世界人権問題研究センター刊, 2011.7)
 部落差別撤廃運動における伝統の継承 奥本武裕
 東日本大震災・原発災と在日外国人 仲尾宏
 「セクハラ労災」をご存知ですか? 井上摩耶子
 フィールドで学んだこと 友永雄吾
 国際人権ひろば 98 (アジア・太平洋人権情報センター
 刊, 2011.7) : 350円
 特集 東日本大震災と人権
 こべる 221 (こべる刊行会刊, 2011.8) : 300円
 ひろば143 映画作りと私の人生 小林茂
 異議あり2 福島第一原発事故に思う 阪本清
 いのちを生きる 43 広島の午後 長谷川洋子
 花とマグマ 絵と詩 森永都子
 濃水飛山記 藤田敬一
 こべる 222 (こべる刊行会刊, 2011.9) : 300円
 部落問題とわたし 2 仕事としての出会いから考えたこ
 と 谷亜生
 尼崎だより 36 被災地で起こっている高齢者の“深層死”
 中村大蔵
 こころのつばやき 3 職業への眼差しについて考える 小
 澤覚
 花とマグマ 絵と詩 森永都子
 濃水飛山記 藤田敬一
 コリアNGOセンターNewsLetter 26 (コリアNGOセンター
 刊, 2011.7)
 特集 東日本大震災と外国人 被災地から見えてくる多民
 族多文化共生の課題
 コリアンコミュニティ研究 2 (こりあんコミュニティ
 研究会刊, 2011.7)
 特集1 越境する都市とコミュニティ 日韓の多文化社会
 の現状と都市政策の課題を考える
 特集2 コリアンコミュニティにおける高齢居住者の生活
 と住まいからみた地域再生の課題
 東九条におけるコミュニティ実践の集積 石川久仁子
 こりあんコミュニティ研究会通信 9号 (こりあんコ
 ミュニティ研究会刊, 2011.6)
 京都上賀茂のすつき栽培と朝鮮人 1 高野昭雄
 鶴橋「新共栄荘(通称キョンチャル(警察)アパート)」
 について 藤井幸之助
 こるむ 6号 (在特会らによる朝鮮学校に対する襲撃事
 件裁判を支援する会刊, 2011.8)
 朝鮮学校の歴史 5 差別の重層化 専修学校規定の中の
 括弧書き 金東鶴
 狭山差別裁判 423号 (部落解放同盟中央本部中央狭山
 闘争本部刊, 2010.6) : 300円
 野間宏と寺尾判決 2 庭山英雄
 狭山差別裁判 424号 (部落解放同盟中央本部中央狭山
 闘争本部刊, 2010.7) : 300円
 野間宏と寺尾判決 3 庭山英雄
 狭山差別裁判 425号 (部落解放同盟中央本部中央狭山
 闘争本部刊, 2010.8) : 300円
 野間宏と寺尾判決 4 庭山英雄
 社会科学 92号 (同志社大学人文科学研究所刊, 2011.8) :
 1,000円
 高田保馬の青春 田中和男
 人権と部落問題 817 (部落問題研究所刊, 2011.7) :
 630円
 特集 公害問題と人権
 文芸の散歩道 臼井吉見著『事故のてんまつ』から35年
 と部落問題 桑原律
 兎と亀の人生 名もなく貧しくともひたすらに 4 旧制
 中学卒業して社会人へ 南野昭雄
 人権と部落問題 818 (部落問題研究所刊, 2011.8) :
 630円
 特集 平和学習の展開
 文芸の散歩道 近世文芸に著された賤民 『雲萍雑誌』
 より 小原亨
 兎と亀の人生 名もなく貧しくともひたすらに 5 労働
 運動に参加 南野昭雄
 人権と部落問題 819 (部落問題研究所刊, 2011.9) :
 630円
 特集 青年の現状と未来
 兎と亀の人生 名もなく貧しくともひたすらに 6 愛子
 との出会い 南野昭雄
 文芸の散歩道 芥川龍之介作「金將軍」を読む 水川隆夫
 人権と部落問題 820 (部落問題研究所刊, 2011.9) :
 1,155円
 特集 震災・原発から人権を考える 地域の再生
 2010年度部落問題研究所定期誌総目次
 2010年度部落問題研究所刊行・文献目録
 季刊人権問題 364 (兵庫人権問題研究所刊, 2011.7) :
 735円
 八鹿高校事件 その背景と裁判闘争の経過 西岡幸利
 季刊「人権問題」の総目次 第21号~24号
 人権問題研究 33 (大阪市立大学人権問題研究会刊, 20
 11.3)

『悪人の物語』（松田哲夫編）／『無風の樹』（李鋭著）
／『柄谷行人 中上健次全対話』

解放新聞 2533号（解放新聞社刊，2011.9.5）：120円
ぶらくを読む 65 1968年世界「革命」のなかの少数者・
被差別者 湧水野亮輔

解放新聞 2534号（解放新聞社刊，2011.9.12）：80円

解放の文学 65 閻連科『丁庄の夢』 音谷健郎
今週の1冊 『チェルノブイリの祈り』（スネトラーナ・
アレクシエービッチ著）

解放新聞 2535号（解放新聞社刊，2011.9.19）：80円
山口公博が読む今月の本

『関東大震災』（吉村昭著）／『銀河鉄道の夜』（宮沢
賢治著）／『梁塵秘抄』（後白河法皇編纂，川村湊訳）
今週の1冊 『民意のつくられかた』（斎藤貴男著）

解放新聞京都版 897号（解放新聞社京都支局刊，2011.
9.10）：70円

この人に聞く 1 要求闘争で支部結成を 杉末

解放新聞京都版 898号（解放新聞社京都支局刊，2011.
9.20）：70円

この人に聞く 2 推薦なく就職で差別 杉末

解放新聞京都市版 239号（部落解放同盟京都市協議会
刊，2011.9）：150円

陵ヶ岡小学校保護者説明会差別発言事件

解放新聞東京版 768号（解放新聞社東京支局刊，2011.
7.15）：90円

特集・差別犯罪と闘うために 2 ヘイトクライム法はな
ぜ必要か 2 前田朗

解放新聞東京版 770号（解放新聞社東京支局刊，2011.
8.15）：90円

特集・差別犯罪と闘うために 3 ヘイトクライム法はな
ぜ必要か 3 前田朗

解放新聞奈良県版 938号（解放新聞社奈良支局刊，20
11.6.25）：50円

主張 県内6部落の戸数等の歴史的变化から見えるもの 2
奈良県連女性部実態調査の結果から 目白大学妻木進吾
さんが報告

解放新聞奈良県版 939号（解放新聞社奈良支局刊，20
11.7.10）：50円

これからの運動課題は何か 県内地区実態調査から報告
奈良県連女性部実態調査の結果から 目白大学妻木進吾
さんが報告 2

解放新聞奈良県版 940号（解放新聞社奈良支局刊，20
11.7.25）：50円

主張 県内6部落の戸数等の歴史的变化から見えるもの 3
これからの運動課題は何か 県内地区実態調査から報告
2

解放新聞奈良県版 941号（解放新聞社奈良支局刊，20
11.8.10）：50円

主張 県内6部落の戸数等の歴史的变化から見えるもの 4
解放新聞奈良県版 943号（解放新聞社奈良支局刊，20
11.9.10）：50円

主張 県内6部落の戸数等の歴史的变化から見えるもの 5
解放新聞広島県版 2032号（解放新聞社広島支局刊，2
011.7.5）

第63回県連大会一般活動方針（案）

解放新聞広島県版 2033号（解放新聞社広島支局刊，2
011.7.15）

第63回県連大会一般活動方針（案）

架橋 25（鳥取市人権情報センター刊，2011.9）

特集 東日本大震災が私たちに問いかけるもの

語る・かたる・トーク 197（横浜国際人権センター刊，
2011.7）：500円

同和問題再考 126 皮革 田村正男

カトリック大阪教会管区部落差別人権活動センター
たより 25（カトリック大阪教会管区部落差別人権活動
センター刊，2011.6）

第3回対話集会『忌避意識』 両側から超える営み 2 山
下力さん

かわとはきもの 156（東京都立皮革技術センター台東
支所刊，2011.6）

靴の歴史散歩 101 稲川實

皮革関連統計資料

京都市政史編さん通信 41（京都市市政史編さん委員
会刊，2011.7）

幕末の鴨川水害と鴨川浚計画 西町奉行浅野長祚と元東
町奉行与力平塚飄斎との関わりを中心にして 鈴木栄
樹

京都部落問題研究資料センター通信 24号（京都部
落問題研究資料センター刊，2011.7）

報告 2011年度部落史出張講座 地元で学ぶ地元の歴史
in 田中

本の紹介

黒川みどり著『近代部落史 明治から現代まで』 井岡康
時／筆坂秀世・宮崎学著『日本共産党 vs 部落解放同盟』

笠松明広

収集逐次刊行物目次（2011年4月～6月受入）

収集逐次刊行物目次 (2011年7月～9月受入)

～各逐次刊行物の目次の中から部落問題関係のものを中心にピックアップしました～

- 朝田教育財団だより 15 (朝田教育財団刊, 2011.7)
善法地区における福祉の向上と就労の保障をめざして
原田眞智子
- 明日を拓く 88・89 (東日本部落解放研究所刊, 2011.2) : 2,100円
特集 1 裁判員制度・狭山事件を検証する
特集 2 第2回東日本同和教育実践交流会
- IMADR-JC通信 167 (反差別国際運動日本委員会刊, 2011.9) : 750円
特集 外国籍の子どもをとりまく日本の状況
- ウイングスきょうと 105号 (京都市男女共同参画推進協会刊, 2011.8)
図書情報室新刊案内
『学校・家庭でできるメディアリテラシー教育 ネット・ケータイ時代に必要な力』(藤川大祐著) / 『強い女は美しい 今日から使える護身術』(森山奈央美・三宅りお著)
- 解放教育 525 (解放教育研究所編, 2011.8) : 770円
特集 震災と教育 東日本大震災が提起する教育課題
- 解放教育 526 (解放教育研究所編, 2011.9) : 770円
特集 識字・日本語学習の課題
- 解放教育 527 (解放教育研究所編, 2011.10) : 770円
特集 外国人の生活と教育の今
- 解放新聞 2525号 (解放新聞社刊, 2011.7.4) : 120円
ぶらくを読む 63 身分論の現在 新しいシリーズが拓いた領野 『<江戸>の人と身分 1～6』
- 解放新聞 2526号 (解放新聞社刊, 2011.7.11) : 80円
山口公博が読む今月の本
『山岳修験への招待』(宮家準編) / 『女一揆の誕生 置き米と港町』(勝山敏一著) / 『日本語教室』(井上ひさし著)
- 今週の1冊 『梁塵秘抄』
- 解放新聞 2527号 (解放新聞社刊, 2011.7.18) : 80円
解放の文学 63 「転向作家」の実像を発掘 大家眞悟
『里村欣三の旗』 音谷健郎
- 今週の1冊 佐藤文明著『知っていますか? 一問一答 戸籍と差別』
- ルーマニアの「ジブシー」雑感 金子マーティン
- 解放新聞 2528号 (解放新聞社刊, 2011.7.25) : 80円
松本龍・前復興大臣の一連の言動について(見解) 部落解放同盟福岡県連合会
- 解放新聞 2529号 (解放新聞社刊, 2011.8.1) : 120円
ぶらくを読む 64 人権歴史学は立ち上がるか 再び<江戸>の人と身分を読む 湧水野亮輔
- 解放新聞 2531号 (解放新聞社刊, 2011.8.15) : 80円
解放の文学 64 気概のある詩の行方 高村光太郎『典型』 音谷健郎
- 今週の1冊 『いま、「共和制日本」を考える』(堀内哲編, 池田浩士・杉村昌昭・平井玄著)
- 解放新聞 2532号 (解放新聞社刊, 2011.8.29) : 80円
第17回全国部落史研究大会 部落委員会活動めぐり報告
山口公博が読む今月の本

事務局よりお知らせ

今年度後半の部落史連続講座の日程と内容が決まりました。今回は「仕事」に関するテーマで、3回開催します。是非ふるってご参加ください

当資料センターが入っています京都府部落解放センターの改装工事が終わり、これまでと随分様子が変わりました。1階部分は医療法人の診療所になり、解放センターに入居している部落解放同盟京都府連合会等の事務所は2階・3階に移動しています。当資料センターはこれまで通り3階です。解放センターの入口の場所が変わっていますので、ご利用の際はご注意ください。

所在地 〒603-8151 京都市北区小山下総町5-1 京都府部落解放センター 3階

TEL/FAX 075-415-1032

URL <http://www.asahi-net.or.jp/~qm8m-ndmt/>

開室日時 月曜日～金曜日 第2・4土曜日 11時～17時(祝日・木曜(月2回)・年末年始は休みます)

交通機関 市営地下鉄烏丸線「鞍馬口」駅(京都駅より約10分)下車 北へ徒歩5分